

京都市交通局管理規程 2-0（京都市交通局事務処理規程）の一部を次のように改正する。

平成17年4月8日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第2条第1項中「計画係」を「路線計画係」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

（交通局企画総務部総務課）